

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
<a href="#">労働移動支援助成金</a> ( <a href="#">受け入れ人材育成支援奨励金</a> )	新設	施行日:4月10日	○ <b>早期雇入れ支援(新設)</b> 再就職援助計画の対象となった労働者及び求職活動支援書の交付を受けた労働者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた場合1人につき30万円支給。
<a href="#">高年齢者雇用安定助成金</a>	改正	施行日:4月1日	○ 高年齢者労働移動支援コース…………… <b>廃止</b>
		施行日:4月10日	○ 高年齢者活用促進コース ・支給上限額の引き上げ 60歳以上の被保険者数× <b>30万円</b> (←20万円)
<a href="#">特定求職者雇用開発助成金</a>	改正	施行:5月1日	○ 中小企業事業主の助成額の見直し ・短時間以外 障害者以外 <b>30万円</b> ×2期(←45万円×2期) 重度・精神以外の障害者 <b>30万円</b> ×4期(←45万円×3期) 重度・精神障害者 <b>40万円</b> ×6期(←60万円×4期) ・短時間 障害者以外 <b>20万円</b> ×2期(←30万円×2期) 障害者 <b>20万円</b> ×4期(←30万円×3期) ○ 不支給要件の追加 ・対象労働者が、役員等の3親等以内の親族の場合に不支給 ・雇入れ前3ヶ月を超える実習をしていた場合に不支給 ○ 支給額の算定方法の変更 ・支給対象期において対象労働者が行った労働に対する賃金(臨時に支払われた賃金等を除く)を基準とする
		施行:10月1日 (予定)	○ 不支給要件の追加 対象労働者の離職率が著しく高い事業所を支給対象外
<a href="#">トライアル雇用奨励金</a>	改正	施行日:4月10日	○ 支給額の増額 母子家庭の母等又は父子家庭の父を雇入れた場合1人につき <b>5万円</b> ←4万円
<a href="#">職場定着支援助成金</a> ( <a href="#">個別企業助成コース</a> )	改正	施行日:4月10日	○ 名称の変更 「中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース)」から改称 ○ 助成対象事業主の拡大 <b>中小企業事業主及び中小企業事業主以外</b> (←中小企業事業主) ○ <b>雇用管理制度区分の創設</b> メンター制度(職場における問題解決等のために上司とは別の先輩がサポートする制度)を追加 ○ 助成額の見直し ・評価・処遇制度 <b>10万円</b> ←40万円 ・研修制度 <b>10万円</b> ←30万円 ・健康づくり制度 <b>10万円</b> ←30万円 ・メンター制度 <b>10万円</b> (新規追加) ○ 目標達成助成の創設 雇用管理制度導入後、離職率を目標値以下に低下させた事業主に対して60万円を支給
<a href="#">建設労働者確保育成助成金</a>	改正	施行:4月10日	○ 雇用管理制度コース ・助成対象事業主の拡充 中小建設事業主のみから中小建設事業主以外に拡充 ・助成額の見直し 評価・処遇制度 <b>10万円</b> ←40万円 研修制度 <b>10万円</b> ←30万円 健康づくり制度 <b>10万円</b> ←30万円 メンター制度 <b>10万円</b> (新規追加) ・目標達成助成の追加助成 離職率の目標を達成した場合に60万円、離職率及び入職率の目標を達成した場合に120万円助成

助成金名称

新設  
・改正

改正時期

改正の概要

<p><a href="#">建設労働者確保育成助成金</a></p>	<p>改正</p>	<p>施行:4月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年者に女性に魅力ある職場づくり事業コース ・助成対象の拡大 中小企業建設事業主以外を追加対象とし、経費助成率は2分の1(中小建設事業主及び中小建設事業主団体は3分の2)</li> <li>○ 技能実習コース ・平成27年10月1日以降開始する訓練から「計画届」の提出が義務化</li> </ul>
<p><a href="#">キャリアアップ助成金</a> (正規雇用等転換コース)</p>	<p>改正</p>	<p>施行日:4月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加算額の増額(平成27年4月10日から平成28年3月31日までに雇用した場合) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 1人につき、中小企業<b>30万円</b>(大企業同額)加算 ←(10万円加算)</li> </ul>
<p><a href="#">キャリアアップ助成金</a> (多様な正社員コース)</p>	<p>改正</p>	<p>施行日:4月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名称の変更 <b>多様な</b>正社員コース(←短時間正社員コース)</li> <li>○ 新たな転換内容の創設             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 勤務地限定正社員又は職務限定正社員制度を新たに規定し、適用した場合</li> <li>② 有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員(以下「多様な正社員」という。)へ転換または直接雇用した場合</li> </ol> </li> <li>○ 上記支給額(平成27年4月10日から平成28年3月31日までに雇用した場合)             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1適用事業所当たり、中小規模事業主40万円、中小規模事業主以外30万円 (派遣労働者を派遣先で直接雇用した場合は、中小規模事業主及び中小規模事業主以外とも15万円加算) (対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は、中小規模事業主及び中小規模事業主以外とも10万円加算)</li> <li>② 対象労働者1人当たり中小規模事業主30万円、中小規模事業主以外25万円 (対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は、中小規模事業主及び中小規模事業主以外とも10万円加算)</li> </ol> </li> </ul>
<p><a href="#">キャリアアップ助成金</a> (人材育成コース)</p>	<p>改正</p>	<p>施行日:4月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな対象訓練の創設 ・育児休業中訓練(OFF-JT経費助成のみ) ・育児休業中の対象労働者1人1コース当たりの訓練時間数に応じた額を上限に職業訓練に要した経費を支給</li> <li>○ 助成額の増額 有期実習型訓練のOJTの訓練時間に応じた1人1時間当たりの支給金額 中小企業<b>800円</b>(←700円)</li> </ul>
<p><a href="#">キャリアアップ助成金</a> (処遇改善コース)</p>	<p>改正</p>	<p>施行日:4月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部の賃金テーブルを増額改定した助成の創設 ・一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 対象者1人当たり中小企業事業主1.5万円、中小企業事業主以外1万円 (平成27年4月10日～平成28年3月31日に改定し、適用した場合)</li> <li>○ 支給額の増額 ・すべての賃金テーブル等を増額改定した場合 対象者1人当たり中小企業事業主<b>3万円</b>←(1万円)、 中小企業事業主以外<b>2万円</b>←(0.75万円) (平成27年4月10日～平成28年3月31日に改定し、適用した場合)</li> </ul>

助成金名称	新設・改正	改正時期	改正の概要
障害者雇用安定奨励金	新設・改正	施行日：4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名称の変更 精神障害者等雇用安定奨励金から変更</li> <li>○ <a href="#">障害者職場定着支援奨励金</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の障害者である求職者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主を支給対象とする</li> <li>・障害者を支援する者を委嘱している事業主に対し、委嘱の回数に1万円を乗じた額を支給</li> <li>・障害者を支援する法人等に業務委託している事業主に対し、委託に係る短時間労働者以外の障害者数1月につき中小企業事業主4万円(中小企業事業主以外3万円)、短時間労働者の場合は中小企業事業主2万円(中小企業事業主以外1.5万円)を支給</li> </ul> </li> <li>○ <a href="#">障害者職場適応援助促進助成金</a>(新設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対して職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を提供する事業主に対する助成</li> <li>・訪問型職場適応援助者が支援を実施した日数に1.6万円(支援が1日4時間未満は0.8万円)を乗じた額を支給</li> <li>・企業在籍型職場適応援助者の援助を受ける者の数1月につき、短時間労働者以外に係るものは、中小企業事業主8万円(中小企業事業主6万円)を乗じた額、短時間労働者は、中小企業事業主4万円(中小企業事業主以外3万円)を乗じて得た額を支給</li> <li>・労働者に職場適応援助者となるための研修を修了させた場合に研修に要した費用の2分の1の額</li> </ul> </li> </ul>
<a href="#">障害者職場復帰支援助成金</a>	新設	施行日：4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者職場復帰支援助成金(新設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に雇用されている労働者が、中途障害等により3ヶ月以上の休職を余儀なくされた場合に、雇用の継続のために必要な職場適応の措置を講じて、労働者の雇用を継続する事業主に対して、対象障害者1人につき、中小企業事業主70万円(中小企業事業主以外50万円)支給</li> </ul> </li> </ul>
<a href="#">キャリア形成促進助成金</a>	新設・改正	施行日：4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <a href="#">ものづくり人材育成訓練</a>(新設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり人材育成訓練に要した経費のうち、中小企業事業主は3分の2(中小企業事業主以外は2分の1)助成</li> <li>・ものづくり人材育成訓練中(OFF-JT期間中のみ)に支払った賃金のうち、1人1時間当たり中小企業事業主は800円(中小企業事業主以外400円)助成</li> <li>・ものづくり人材育成訓練のOJT実施時間数に1人当たり中小企業事業主は700円(中小企業事業主以外400円)を乗じた額を助成</li> </ul> </li> <li>○ 支給対象企業主の範囲の拡大及び助成率の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題対応型訓練のうち、若年人材育成コース及び熟練技能育成・承継コースに中小企業事業主以外を対象として追加</li> <li>・育休中・復職後等能力アップコースの助成率を中小企業事業主は3分の2(←2分の1)、中小企業事業主以外が2分の1(←3分の1)</li> </ul> </li> <li>○ 助成対象者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体等実施型訓練の対象者に、育児休業者、育児休業後の復職者及び育児等を理由とした離職後に再就職した者を追加</li> </ul> </li> </ul>

助成金名称

新設  
・改正

改正時期

改正の概要

助成金名称	新設 ・改正	改正時期	改正の概要
<a href="#">企業内人材育成推進助成金</a>	新設	施行日：4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別企業助成コース                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練・職業能力評価制度助成(教育訓練・職業能力評価制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合)                                     <p>支給額は、適用労働者数に中小企業事業主5万円(中小企業事業主以外2.5万円)を乗じた額に中小企業事業主50万円(中小企業事業主以外25万円)を加えた額</p> </li> <li>・キャリア・コンサルティング制度助成(キャリア・コンサルティング制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合)                                     <p>支給額は、適用労働者数に中小企業事業主5万円(中小企業事業主以外2.5万円)を乗じた額に中小企業事業主30万円(中小企業事業主15万円)を加えた額及び育成したキャリア・コンサルタント1人当たり中小企業事業主15万円(中小企業事業主7.5万円)を加算</p> </li> <li>・技能検定合格報奨金制度助成(技能検定合格報奨金制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合)                                     <p>支給額は、適用労働者数に中小企業事業主5万円(中小企業事業主以外2.5万円)を乗じた額に中小企業事業主20万円(中小企業事業主以外10万円)を加算</p> </li> </ul> </li> <li>○ 事業主団体助成コース                             <p>事業主団体が、構成事業主に教育訓練・職業能力評価制度を策定し導入及び実施した場合に、当該事業主団体に対して、開発等に要した費用の3分の2(上限500万円)を助成</p> </li> </ul>
障害者職業能力開発助成金	新設	施行日：4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者職業能力開発訓練施設等助成金(障害者等に対する長期間の教育訓練を行う事業主に対し、職業訓練に使用する施設・設備の設置等に要する費用の助成)                             <p>支給額は、設置等に要した費用の4分の3</p> </li> <li>○ 障害者職業能力開発訓練運営費助成金(教育訓練を行う事業主に対し、職業訓練の運営に要する費用の助成)                             <p>支給額は、障害者1人当たり運営費用額の5分の4に訓練受講重度障害者数を乗じた額</p> </li> </ul>